民生委員・児童委員の選任要件

①適性

・社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意があること

・その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けること

・生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができること

・児童の心理を理解し、親しみをもたれること

②年齢（委嘱日時点で計算します）

・原則７５歳未満であること

他に候補者がいないなど場合は、７８歳未満まで推薦可能です。

新任の候補者は、可能な限り７２歳未満までの推薦をお願いします。

新任・再任に関わらず、７５歳～７７歳の場合は、様式６（理由書）を提出願います。

③居住地

・担当となる区域に２年以上居住していること

市内で、担当区域外に居住している場合は、ご相談ください。

市外在住の方は、新任の候補者になることがはできません。

④勤務先の同意

常勤か非常勤かを問わず、フルタイムか、それに近い雇用形態の方は、勤務先の同意が必要です。推薦の書類を提出される時に、様式５（同意書）を一緒に提出願います。

⑤再任となる場合

・児童福祉、地域福祉及び行政への協力活動が積極的又は普通であること

・民生委員児童協議会への出席率が６０％以上であること

・社会調査、各種報告が良好又は普通であること

⑥候補者として好ましくない例

・市議会議員

民生委員活動と政治活動を区分し得ない場合が生じやすいため

・民生委員活動を政治活動に利用するおそれのある者

活動の趣旨から外れ、市民の相談相手としてふさわしくないため